様式第三（第十二条関係）

（表）

第　　号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第３項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名

生年月日

年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい

（報告徴収及び立入検査）

第10条　（略）

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第10条第２項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三　（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第四（第十七条関係）

（表）

第　　号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第３項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名

生年月日

年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい

（土地への立入り等）

第13条　主務大臣等は、第11条第１項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

２　主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめその土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第四の次に次の一様式を加える。

様式第五（第二十九条の二関係）

第　　号

平成　　年　　月　　日

殿

主　務　大　臣　　印

（消毒・廃棄）証明書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の２第２項の規定により（消毒・廃棄）したことを証明する。

（消毒・廃棄）の概要

積載船（機）名・入港年月日	
種類・名称・産地	
梱数・数量	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
（消毒・廃棄）の年月日	
（消毒・廃棄）の理由	
（消毒・廃棄）の方法	

備考　この証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。